

エンディングノート

.....

～あなたに届け、わたしの想い～



札幌法務局
札幌司法書士会

函館地方法務局
函館司法書士会

旭川地方法務局
旭川司法書士会

釧路地方法務局
釧路司法書士会

はじめに

トウキツネからのメッセージ

この『エンディングノート』は、お読みいただいている皆さまの終活などの目的で、これから的人生を明るく前向きに過ごしていただくための一助となればという思いで、作成したものです。

現在、わが国では、親族が亡くなつて相続した不動産について相続登記がされていないケースが多いことが、所有者不明土地問題として大きな社会問題になっています。相続登記が放置され、所有者がわからない空き地が増加したり倒壊の危険のある家屋が増えたりして、地域の暮らしにも悪影響が及んでいます。

そこで、トウキツネは、法務省・日本司法書士会連合会と一緒にになって、この問題を解決する取組みの一環として、このノートを作成し、相続・遺言・後見などの情報をわかりやすく説明しています。

令和6年4月から、相続登記が義務化されました。今後も、みなさんの想い、みなさんの財産をきちんと後の世代に届ける（引き継ぐ）取組みをしっかりと進めていくコン！

トウキツネ（法務省・不動産登記推進イメージキャラクター）



あなたと家族をつなぐ相続登記
～相続登記・遺産分割を進めましょう～

相続登記はお済みですか？

土地や建物を相続した後、相続登記をしない限り、登記上の名義人は、亡くなられた方のままです。相続登記をしないまま、時間がたつと様々な問題が起きる可能性があり、残された家族も大変です。相続登記の手続を円滑に進めるためには、速やかに遺産分割協議を行うことが重要です。



相続登記が義務化される法律が令和6年4月1日に施行されました。何らかの事情で相続登記が未了の場合には、ご自身や大切なご家族、次世代の方々のために、相続登記や遺産分割のこと、しっかり考えてみませんか。



これから的人生をより明るく前向きに過ごすために



目 次

第1部 エンディングノートを作成してみよう

第1	わたし自身のこと	1
第2	わたしの財産について	4

第2部 いざという時のため 「知って安心」

第1	相続 ~相続登記はしないといけないの?~	13
第2	法定相続情報証明 ~相続手続が簡単に!!~	15
第3	遺言 ~相続?争続?トラブル防止のために~ [法務局に預けて安心!自筆証書遺言書保管制度とは!]	17 20
第4	世の中、高齢化で何が変わるの?	24
第5	知れば安心 成年後見制度!	25
第6	どこに相談したらいいの? 相談先一覧 [こんなときは司法書士に相談を]	27



エンディングノートとは、自分自身に何かあったときに備えて、ご家族が様々な判断や手続を進める際に必要な情報を残すためのノートです。また、生活の備忘録として、そして、これまでの人生を振り返り、これから的人生を考えるきっかけ作りにするものです。

